

第37回 いなべ市農業委員会 議事録

開催日 令和元年11月27日
場 所 シビックコア 第2会議室

委員の出欠状況

1番	堀田 清代次	出	2番	二宮 義隆	出	3番	伊藤 隼人	出
4番	長崎 行雄	出	5番	藤田 克己	出	6番	小林 孝則	出
7番	佐藤 昌生	出	8番	三輪 正秀	出	9番	藤田 義昭	出
10番	二之湯 和彦	出	11番	川井 角司	欠	12番	伊藤 和雄	出
13番	日紫喜 幸久	出	14番	近藤 隆雄	出	15番	森 喜九郎	出

開 会 時 刻 午前 9時00分
閉 会 時 刻 午前 9時35分

<p>1 開会の辞 事務局長（杉本 剛）</p> <p>市長挨拶（日沖 靖）</p>	<p>ただいまから、第37回いなべ市農業委員会を開催させていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>会に先立ちまして、市長から御挨拶させていただきます。</p> <p>おはようございます。農業委員さんには、大変御尽力いただきました。本当にありがとうございます。皆様のおかげで、農地の健全な運用等が守られてまいりました。引き続きの方もいらっしゃいますし、退任される方もいらっしゃいます。引き続き、いろいろな形で御協力いただくことを切にお願いを申し上げ、挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。</p>
<p>2 会長挨拶 会長（伊藤和雄）</p>	<p>お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。</p> <p>それでは、第37回いなべ市農業委員会を始めさせていただきますと思います。よろしくお願いいたします。</p>
<p>3 開会の宣言 議長（伊藤和雄）</p>	<p>それでは、開催させていただきたいと思います。いなべ市農業委員会総会規則第5条に基づき、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>ただ今の出席委員は14名でございます。定足数に達しておりますので、第37回いなべ市農業委員会を開会いたします。</p>
<p>4 議事日程 （日程第1） 議長</p>	<p>日程第1 本日の議事録署名委員につきましては、いなべ市農業委員会総会規則第6条第2項の規定に基づき、私が定めることとなっておりますので、本日の議事録署名委員に2番議席 二宮委員、7番議席 佐</p>

		<p>藤委員のお二人を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
(日程第2)	議長	<p>それでは、日程第2 報告第63号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>日程第2、報告第63号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」次のとおり、農地法第18条第1項第2号に基づき合意解約され、同条第6項の規定による通知があったので報告する。令和元年11月27日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄</p> <p>原則、農地の賃貸借契約の解除については、農地法により知事の許可を受けなければなりません。しかし、合意による解約でその旨が書類により明らかにされている場合は許可を必要とせず、これらの行為をしたものは農業委員会にその旨を通知しなければならないと規定されています。今回の案件は、1件、2筆、総面積5,675㎡であることを報告します。</p>
	議長	<p>事務局の説明が終わりました。報告事項でございます。第63号について何か質問がありましたらお願いします。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、次に進みます。</p>
	議長	<p>続きまして、日程第3 議案第211号「農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
(日程第3)	事務局	<p>日程第3 議案第211号「農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)」 次のとおり、いなべ市長から農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画が提出されたので、議決を求める。令和元年11月27日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄</p> <p>市が農用地利用集積計画を定めるときは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、農業委員会の決定を経て、市が定めることとなっております。今回は、農地中間管理事業にともなう農用地利用集積計画の決定です。議案書のとおり利用権の設定計画が提出されました。総件数2件、3筆、面積計4,653㎡となっておりますのでよろし</p>

	<p>くお願いします。</p> <p>議長 この案件は、公益財団法人三重県農林水産支援センターが実施する農地中間管理事業です。この案件につきまして、質問等ありましたらお願いいたします。</p> <p>特にないようですので、議案第211号「農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)」につきまして採決いたします。</p> <p>本計画について、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員であります。よって、本議案は原案どおり決定されました。</p>
(日程第4)	<p>議長 続いて、日程第4 議案第212号「農地法第43条第1項の規定による届出について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
	<p>事務局 議案第212号 「農地法第43条第1項の規定による届出について」次のとおり、農地法第43条第1項の規定による届出があったので、議決を求める。令和元年11月27日提出 いなべ市農業委員会 会長 伊藤和雄</p> <p>＜議案書パワーポイントに基づき明細を説明＞</p> <p>今回の申請は、1件、1筆、面積5,454㎡です。</p> <p>まず、農地法第43条について説明させていただきます。平成30年11月16日に施行された法改正により、底面の全部がコンクリートなどで覆われた農作物の栽培に必要な一定の施設について、あらかじめ農業委員会へ届出を行えば、農地転用の許可を必要としないで、農地に設置できることとなりました。この届出が、農地法第43条第1項です。</p> <p>1番案件の届出は、議案第214号の4番案件と関連がありますので、合わせて説明させていただきます。場所は、藤原町篠立地内の畑です。3条の貸借権設定については、賃借人である藤原町上之山田の■■■■■■■■■■が、津市の■■■■■■■■■■が所有する議案書に記載の1筆5,454㎡を借りる申請です。43条の届出については、■■■■■■■■■■が3条で借りた農地に、底面の全部がコンクリートで覆われたビニールハウスを設置し、椎茸の菌床栽培を行うという計画です。取水は、井戸水を利用し、排水は自然浸透です。</p> <p>以上、1件、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いします。</p>

<p>議長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>この案件について、何か質問はありますか。</p> <p>特に無いようですので、議案第212号「農地法第43条第1項の規定による届出について」を採決いたします。</p> <p>この届出を受理することに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全員挙手であります。よって本届出は受理することといたします。</p>
<p>(日程第5、日程第6)</p> <p>議長</p>	<p>続きまして、日程第5 議案第213号「農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)」及び日程第6 議案第214号「農地法第3条の規定による許可申請について(貸借権等設定)」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>日程第5 議題213号「農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)」 次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請(所有権移転)があったので議決を求め。令和元年11月27日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄</p> <p>今回の申請は、2件、3筆、総面積1,058㎡です。</p> <p><議案書パワーポイントに基づき明細を説明></p> <p><46番案件>の申請地は、大安町石樽東地内の畑です。</p> <p>譲受人である大安町石樽北の■■■■が、大安町石樽東の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、195㎡を売買により譲り受ける申請です。</p> <p><47番案件>の申請地は、北勢町垣内地内の畑です。</p> <p>譲受人である北勢町垣内の■■■■が、北勢町垣内の■■■■が所有する議案書に記載の2筆、863㎡を贈与により譲り受ける申請です。</p> <p>続きまして、日程第6 議題214号「農地法第3条の規定による許可申請について(貸借権等設定)」 次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請(貸借権等設定)があったので議決を求め。令和元年11月27日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄</p> <p>今回の申請は、1件、1筆、総面積5,454㎡です。</p> <p>この案件は、議案第212号で説明させていただきましたので、省略させていただきます。</p>

	<p>以上、3条所有権移転2件と、貸借権等設定1件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>事務局の説明は終わりました。 申請案件について何か質問はありますか。</p> <p>特に無いようですので、議案第213号「農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）」について採決いたします。</p> <p>議案第213号「農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）」について、原案どおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手であります。よって、本申請は許可することといたします。</p> <p>続きまして、議案第214号「農地法第3条の規定による許可申請について（貸借権等設定）」について採決いたします。</p> <p>議案第214号「農地法第3条の規定による許可申請について（貸借権等設定）」について、原案どおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全員挙手であります。よって、本申請は許可することといたします。</p>
<p>(日程第7、日程第8)</p>	<p>議案第215号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について（所有権移転）」及び日程第8 議案第216号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について（貸借権等設定）」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>日程第7、議案第215号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について（所有権移転）」 次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請（所有権移転）があったので意見を求める。令和元年11月27日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄 今回の申請は、4件、4筆、総面積1,483㎡です。 <議案書パワーポイントに基づき明細を説明> <45番案件>は、大安町南金井地内の畑で、農地区分は第2種農</p>

地です。

譲受人である四日市市の■■■■が、大安町南金井の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、653㎡を一般個人住宅へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は整地のみ、取水は上水道、汚水排水は下水道、生活雑排水は既設の道路側溝へ放流です。一般個人住宅の転用面積は、500㎡以内となっておりますが、申請地の北側が法面となっており、法面には大木が茂っているため、建物は法面より離して建てる必要がありますので、有効面積が487.04㎡であるという理由書が添付されております。

<46番案件>は、大安町宇賀地内の畑で、農地区分は第2種農地です。既に進入路に転用されておりますので、始末書が添付されております。

譲受人である大安町宇賀の■■■■が、大安町宇賀の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、156㎡を住宅への進入路へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は整地のみ、取水は行わず、雨水排水は既設の道路側溝へ放流です。

<47番案件>は、大安町宇賀新田地内の畑で、農地区分は第2種農地です。この案件は、7月の委員会で審議していただきましたが、取下願いが提出され、再度申請されました。

譲受人である大安町宇賀新田の■■■■が、大安町宇賀新田の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、495㎡を駐車場へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は整地を行い碎石敷き、取水は行わず、雨水は自然浸透です。

<48番案件>は、北勢町川原地内の畑で、農地区分は第2種農地です。この案件は、平成29年5月の委員会で審議していただきましたが、取下願いが提出され、再度申請されました。

譲受人である奈良市の■■■■が、北勢町川原の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、179㎡を太陽光発電施設へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は整地のみ、取水は行わず、雨水は自然浸透です。

続きまして、日程第8、議案第216号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について（貸借権等設定）」次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請（貸借権等設定）があったので意見を求める。令和元年11月27日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄

今回の5条貸借権等設定の申請は、1件、2筆、758㎡です。

	<p><議案書パワーポイントに基づき明細を説明></p> <p><20番案件>は、北勢町川原地内の畑です。農地区分は第2種農地です。</p> <p>賃借人である浜松市の[]が、北勢町川原の[]の所有する議案書に記載の2筆、758㎡を借りて、太陽光発電施設へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は整地のみ、取水は行わず、雨水は自然浸透です。</p> <p>5条所有権移転4件と、5条貸借権等設定1件につきまして、委員の確認書及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断され、転用はやむを得ないものと考えられますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。</p> <p>議長 この案件につきましては、現地調査を行っております。現地調査委員長からその調査結果を報告させていただきます。</p>
<p>現地調査委員長 (藤田義昭)</p>	<p>議長 議案第215号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(所有権移転)」4件、及び議案第216号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(貸借権等設定)」1件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので、報告します。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございます。このことについて、何か質問はありますか。</p> <p>特に無いようですので、議案第215号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(所有権移転)」の採決を行います。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全員挙手であります。よって、当委員会の意見は「なし」とすることに決定しました。</p> <p>続いて、議案第216号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(貸借権等設定)」の採決を行います。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p>

		<p>全員挙手であります。よって、当委員会の意見は「なし」とすることに決定しました。</p>
(日程第9)	議長	<p>続きまして、日程第9、議案第217号「非農地証明願いについて」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
	事務局	<p>日程第9、議案第217号「非農地証明願いについて」次のとおり、非農地証明願いがあったので議決を求める。令和元年11月27日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄</p> <p>今回の申請は、3件、5筆で1,275.28㎡です。</p> <p><議案書パワーポイントに基づき明細を説明></p> <p><31番案件>の申請地は、北勢町田辺地内の台帳地目、田です。願い出者は北勢町田辺の■■■■で、昭和58年以前から住宅と倉庫に転用し、現在に至っております。</p> <p><32番案件>の申請地は、北勢町阿下喜地内の台帳地目、畑です。願い出者は北勢町阿下喜の■■■■で、平成5年頃から住宅に転用し、現在に至っております。</p> <p><33番案件>の申請地は、大安町宇賀地内の台帳地目、畑です。願い出者は大安町宇賀の■■■■で、昭和初期頃から住宅に転用し、現在に至っております。</p> <p>以上3件につきまして、現場確認及び空中写真等の書類審査の結果、証明基準を満たしていると判断されますので、よろしくお願ひします。</p>
	議長	<p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>非農地証明につきましては、無断転用後20年経過した土地についての証明です。事務局において、20年前の空中写真を元に該当する土地について提案をさせていただいております。</p> <p>何か質問はありますか。</p> <p>特に無ければ、これより議案第217号「非農地証明願いについて」を採決いたします。願いどおり証明することについて、賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全員挙手であります。よって、この案件については、願いどおり証明することに決定しました。</p>

	議長	議事については、以上です。
		その他に入ります。委員さんから何かありますか。 事務局から何かありますか。
	事務局	(事務連絡)
	議長	最後の委員会です。最後に私から御挨拶をさせていただきます。 皆様に初めてお会いしてから、早3年もの月日が流れました。この3年間には、委員会に対しまして御尽力いただき、お礼を申し上げます。法の改正によりまして、委員の人数も15人になりました。その代わりに推進委員が19人委嘱されました。法の改正によって、新しい体制で進めてきたわけです。この1年の状況の中では、山岡さんと三和さんの力に助けられまして、また、みなさんの寛大なお心と配慮によりまして、ここまで進んでこられましたことを感謝申し上げます。4月からは事務局体制が整ってまいりました。今後、皆様が委員会を離れられましても、外から委員会や事務局を見ていただき、御支援、御協力、御指導をよろしく願いいたします。今後、いろいろな場所でお会いする機会があると思います。その時は、またお声をかけていただきたいと思います。これで最後になりますが、皆様の御健勝と御活躍をお願いして、お礼の言葉とさせていただきます。本当に長い間ありがとうございました。
6 閉会の宣言	議長	それでは、これをもちまして、第37回いなべ市農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。
		【午前9時35分閉会】

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和元年 月 日
いなべ市農業委員会
会長 伊藤 和雄

議事録署名者

議事録署名者

